

令和 8 年 6 月 2 4 日

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

理事長 田 中 正 博 殿

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

監 事 五十嵐 康 弘



監 事 渡 辺 二美子



令和 7 事業年度監査報告について

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園監事監査規程（平成 27 年 4 月規程第 245 号、以下「監査規程」という。）第 16 条に基づく令和 7 年度監査計画により、当法人の令和 7 事業年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）会計並びに第 5 期中期計画等、年度計画等に基づく業務の実施状況について、監査を実施しました。

この監査結果について、監査規程第 24 条第 1 項に基づき、別添のとおり報告します。

監 査 報 告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下「法人」という。)の令和7事業年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類(案)、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、法人の各部等において業務及び財産の状況及び厚生労働大臣に提出する書類を調査した。また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)並びに事業報告書(会計に関する部分)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1 法令遵守状況及び中期目標の達成状況について

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第5期中期目標の着実な達成に向け効率的かつ効果的に実施されていると認める。

2 法人の内部統制システムの整備とその運用状況

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

3 法人役員の職務遂行に関する違法、不当な行為

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等

会計監査人である、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告

事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 給与水準の状況

相当であると認める。

2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

指摘すべき重大な事項は認められない。

3 理事長の報酬水準の妥当性

相当であると認める。

4 保有資産の見直し

指摘すべき重大な事項は認められない。

令和8年6月24日

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

監事（非常勤）

五ヶ嵐 康弘

監事（非常勤）

渡辺 二美子